令和８年度

西郷村不妊治療（一般・特定）助成事業のご案内

西郷村では、一般不妊治療（タイミング法・人工授精）及び特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けた方の経済的な負担を軽減するため、自己負担の一部を助成します。

治療が高額になる場合には、高額療養費の制度があります。高額療養費の制度の対象になった場合、西郷村不妊治療助成時の申請に書類が必要となりますので、お早目に加入の健康保険者にご相談ください。

〈対象となる方〉

年度内に不妊治療（一般・特定）を実施し、申請日において①～⑤のすべてに当てはまる方

①医師から不妊治療が必要と診断され、不妊治療（一般・特定）を受けた夫婦

②妻の治療開始年齢が４３歳未満の方

③治療開始前に、夫婦いずれもが村内に住所を有し、今後も居住の見込がある方

④夫婦又は夫婦いずれか一方が、福島県を除く他の自治体の不妊治療（一般、特定、男性を含む）及び先進医療の助成を受けていない方

⑤夫婦いずれも村税を滞納していない方

〈対象治療〉

一般不妊治療及び特定不妊治療を行う医療機関としての指定を受けた国内の医療機関で行った一般不妊治療、薬物療法、特定不妊治療、男性不妊治療及び先進医療として国の承認を受けた治療

〈対象費用〉

対象治療の医療保険適用自己負担額及び医療保険適用外自己負担額から高額療養費、附加給付、福島県不妊治療支援事業の支給（給付）金額を差し引いた額

一般不妊治療の助成の場合	特定不妊治療の助成の場合
助成期間 初めて助成を受けた際の治療期間の初日の属する月から５年間 助成額 １組の夫婦に対し**上限１５万円** 助成内容 43 歳の誕生日の前日までに実施したタイミング法又は人工授精が対象。それに附随する妊娠判定等が誕生日以降の場合は 43 歳の前日までの受診分が対象となります。 申請方法 １回の治療終了ごとに申請してください。	助成額 １回につき（1 クール）　上限１５万円 助成の回数 初めての治療開始時の妻の年齢 40 歳未満の場合（１子につき）　６回 40 歳以上 43 歳未満（１子につき）　３回 ※出産または妊娠 12 週以降に死産に至った場合は、助成回数をリセットすることができる。 申請方法 １回（1 クール）の治療終了ごとに申請してください。ただし、保険適用外の治療や保険診療と併用して実施した先進医療など、福島県不妊治療支援事業の対象となる治療が含まれる場合は、先に県の助成金の決定を受けてください。

申請期限 **１回の治療が終了した日の属する年度の３月末までに申請してください。**

ただし、当該年度分の治療が１月までの場合⇒翌年度の４月末日まで

２月までの場合⇒翌年度の５月末日まで

３月までの場合⇒翌年度の６月末日まで

※期限内に申請できない場合にはご相談ください。

必要書類等は裏面をご確認ください。

〈必要書類等〉

必要書類	備考
※必須 □保険診療による不妊治療に係る確認書	申請書類一式と合わせてご提出ください。 ご自身で、健康保険又は組合に確認していただくものになります。
※必須 □西郷村不妊治療費助成申請書兼請求書（様式第１号）	助成金の申請・請求の金額を申請窓口で確認の上、記入していただきます。
※必須 □西郷村不妊治療費受診証明書（様式第２号）	受診した医療機関に作成してもらってください。 （発行の度に文書料が発生します。）
（保険診療のとき） □西郷村不妊治療費領収金額明細書（保険診療分）（様式第３号） （保険診療でないとき） □西郷村不妊治療費領収金額明細書（自費用）（様式第４号）	医療機関発行の明細書(レセプトコンピューター等による明細書)に代えることができます。
（保険診療のとき） □健康保険の資格確認書等の写し	医療機関から保険診療の請求を受けた方の資格確認書等
（福島県不妊治療支援事業の助成を申請している場合） □決定通知書の写し	コピー可
（高額療養費の支給あり）重要 □限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の写し **払い戻しの対象となった場合** □支給金額が確認できる書類等の写し	高額療養費 ・医療機関窓口に限度額適用認定証または限度額適用・標準負担減額認定証を提示して受診した場合、写しをご提出ください。 ・不妊治療の自己負担額が限度額に満たない又は限度額適用認定証等を提示して受診していても、同じ月に不妊治療以外の受診や他扶養家族が受診している場合（不妊治療実施医療機関以外含む）は、高額療養費の払い戻しの対象となる場合があります。詳しくは各保険者にご確認ください。払い戻しの対象となった場合、お早目に必要な手続きを行ってください。支給金額が確認できる書類等の写しが必要となります。
附加給付あり 給付額が確認できる書類等の写し	附加給付 附加給付の有無は各保険者にご確認ください。
□振込先の通帳	夫婦どちらかの名義

西郷村役場　こども未来課　こども家庭センター　電話 0248-25-0001